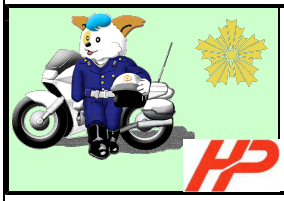

交通安全情報 No.８３

令和８年３月19日
警察本部交通部
交通総合対策センター

「自転車等の安全を確保するための規定の創設」　4月1日開始！

自動車等が自転車等の側方を通過する場合の通行方法について

本年4月1日から自転車運転者の一定の交通違反に交通反則通告制度が導入されますが、自転車等を事故から守る対策として、自動車等の運転者に対し、新たな義務も導入されます。

自動車も自転車も交通ルールを遵守して、交通事故のない安全・安心な北海道にしましょう。

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等(*1)が自転車等(*2)の右側を通過する場合（追い越す場合を除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないとき、

○　自動車等は、自転車等との「**間隔に応じた安全な速度**」で進行（道路交通法18条３項）

○　自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行（道路交通法18条４項）

しなければいけません。

(*1)自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
(*2)軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車
(*3)明示されている根拠規定は改正後のもの

【上記の自動車等の通行方法の目安】

○　自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも**１メートル**程度間隔を空けることが安全です。

○　自転車等と**１メートル**程度の間隔を確保できない場合には、**時速20キロメートルから30キロメートル程度**で運転しましょう！

※　上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行しましょう！
自動車等が自転車等の右側を通過するときは、十分な間隔を空けるか、十分な間隔が確保できないときは速度を落として安全に通行しましょう！
道路を利用する者同士が、お互いに思いやりの気持ちを持って安全運転を実践しましょう！